

一般社団法人癌活性消滅療法学会

定 款

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人癌活性消滅療法学会と称し、英文では、Association of Cancer Energy Annihilation Therapy 又は Assoc.CEAT と表示する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、癌の活性を共鳴反応で検索、発見し、これを副作用も後遺症もなく消滅させる医療を提供することで、全人類規模での癌の早期発見・早期治療を実現し、もって癌の撲滅を図り、人類・社会の福祉に貢献することを目的とするとともに、本会の会員相互が癌活性消滅療法の情報を交換・共有することで、自らの患者に対する良質な医療の提供に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、本邦並びに海外にて次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 機関紙及び図書などの刊行
- (3) 癌活性消滅療法専門医の認定及び研修
- (4) 他分野の学術会議・日本医学会・医師会その他諸官庁及び諸団体からの諮問に対する答申又はそれらへの建議
- (5) 癌活性消滅療法に関する社会一般への啓発並びに普及活動
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(本会の会員)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

(1) 一般会員

以下の要件を満たし、本会の事業に賛同する医師であって、次条の規定により本会の会員となった者

- ①日本の医師免許を所持する者であること。
- ②5年以上の臨床経験を有し、且つ実際に診療に携わる良心的な医師であること。
- ③共鳴医学的診断法を習得した医師であること。

④原則として日本BDORT学会の会員であること。但し、理事会が特に認めるときはこの限りでない。

(2) 特別会員

(1) に定める要件に該当しない者のうち、入会を希望して理事会の承認を得た者

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書に医師免許証（コピー可）を添えて理事会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 退会后、再入会しようとする場合も前項と同様とする。

(会員の権利)

第7条 本会の会員は、法人法に定めるほか、以下の権利を有する。

- (1) 本会の学術集会に参加すること。
- (2) 本会の発行する機関紙に学術論文を投稿すること。
- (3) 本会の発行する機関紙頒布を受けること。

(会費)

第8条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理事会において別に定める退会届を理事長に提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 医師法に反する行為をしたとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 合同会社アドバンス・マイクロ研究所からマイクロ波発生器の貸与を受けた会員が除名されたときは、速やかに当該機器を返還しなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡したとき。

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(心得)

第20条 本会の役員は、いずれも本会の会員であり、本会の目的を達成するための会全体の奉仕者である。医師としての良心を持ち、我良しの行為は慎まなくてはならない。

(役員)

第21条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事の中から、副理事長2名以内を選定することができる。

4 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、前項の副理事長をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、学会の各種業務の連続性を保つとともに、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

4 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

4 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるもの

を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(役員任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。

(名誉理事長)

- 第28条 本会は、理事長と別に名誉理事長を置くことができる。
- 2 名誉理事長は理事長経験者のうち、本会に特に貢献した者の中から、理事会が選任する。
 - 3 名誉理事長は、理事長を兼ねることができない。ただし、次項に定める初代名誉理事長を除く。
 - 4 本会の初代名誉理事長を前田華郎とする。

第6章 理事会

(構成)

- 第29条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
 - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

- 第31条 理事会は、理事長が招集し、議長となる。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 学術集会

(学術集会)

第34条 本会は、本会の目的を達成するため、毎年1回学術集会を開催する。

2 学術集会は、本会の会員及び外部有識者をもって構成する。

3 学術集会には、学術集会長1名を置く。

4 学術集会長の選任、解任は、理事会にて行う。

5 学術集会の記録は、原則は電子媒体であるが、理事会の決議でもって紙にて刊行する。

第8章 各種委員会

(委員会の設置)

第35条 本会の目的を達成し、事業を円滑に遂行するため、理事会は、本会の運営、学術的調査研究等に関わる各種委員会を設置することができる。

(委員)

第36条 前条の委員会を構成する委員の選任、解任は、理事会にて行う。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 本会の資産は、次の財産をもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄付金

(3) 資産より生ずる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(経費)

第38条 本会の経費は、会費並びに寄付金その他の収入をもって支弁する。

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分制限)

第42条 当会は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 事務局

(事務局)

第43条 本会の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 附 則

(最初の事業年度)

第48条 本会の最初の事業年度は、本会設立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第49条 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

住所 神奈川県横浜市中区山下町37番地8
グローリオタワー横浜元町2206号室

氏名 前田華郎

住所 群馬県桐生市広沢町五丁目1183番地の2
氏名 石井宏則

住所 北海道函館市東雲町6番11号
氏名 平山繁樹

(設立時役員)

第50条 この法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	前田華郎
設立時理事	石井宏則
設立時理事	平山繁樹
設立時代表理事(理事長)	前田華郎
設立時業務執行理事(副理事長)	石井宏則
設立時業務執行理事(副理事長)	平山繁樹
設立時監事	八代英輝

(準拠すべき法律)

第51条 この定款に規定のない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

本書は当会社の定款に相違ありません。

令和 6年 7月 8日

一般社団法人癌活性消滅療法学会

代表理事 石 井 宏 則